

徳島県告示第三百五十六号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市池田町	令和三年四月一日から 令和三年六月三十日まで